

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：麻績村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	84.2	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	77.3	%
全職員	56.6	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	—	%
本庁課長相当職	0.0	%
本庁課長補佐相当職	—	%
本庁係長相当職	102.6	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	—	%
31～35年	91.6	%
26～30年	91.0	%
21～25年	102.2	%
16～20年	0.0	%
11～15年	82.4	%
6～10年	82.8	%
1～5年	71.9	%

【説明欄】

○2. (1)及び(2)の「0.0%」は男性職員のみで女性職員の対象者がいない、「—」は男女性職員とも対象者がいないことを表しています。

○男女の給与の差異（男性の給与に対する女性の給与の割合）は、職務内容に関わりなく給与支給額を職員数で割った男女の平均支給額の比率から算出したものです。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。